

## 新潟県条例第44号

新潟県農業大学校修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県農業大学校修学資金貸与条例（平成10年新潟県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 知事は、研究科において修学資金の貸与を受けた者であつて、研究科を卒業した日（研究科を卒業した日から1月を経過する日までに、研修を受け始めたときは当該研修を修了した日とし、災害、負傷、疾病その他やむを得ない理由により就農をすることができなかつたときは当該理由のなくなった日とする。以下同じ。）から3月を経過する日までに<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の認定（以下「認定」という。）</u>を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 知事は、研究科において修学資金の貸与を受けた者であつて、研究科を卒業した日（研究科を卒業した日から1月を経過する日までに、研修を受け始めたときは当該研修を修了した日とし、災害、負傷、疾病その他やむを得ない理由により就農をすることができなかつたときは当該理由のなくなった日とする。以下同じ。）から3月を経過する日までに<u>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項の認定（以下「認定」という。）</u>を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。（経過措置）
- 2 改正法の施行の日前にされた改正法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「旧就農促進法」という。）第4条第1項の認定及び改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧就農促進法第4条第1項の認定は、この条例による改正後の新潟県農業大学校修学資金貸与条例第7条第2項の規定の適用については、改正法第1条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の認定とみなす。